

～ 守ろう交通ルール 高めよう交通マナー ～

問 防災対策課 (西館2階) 【担当】 栗原・右近 ☎37・6119

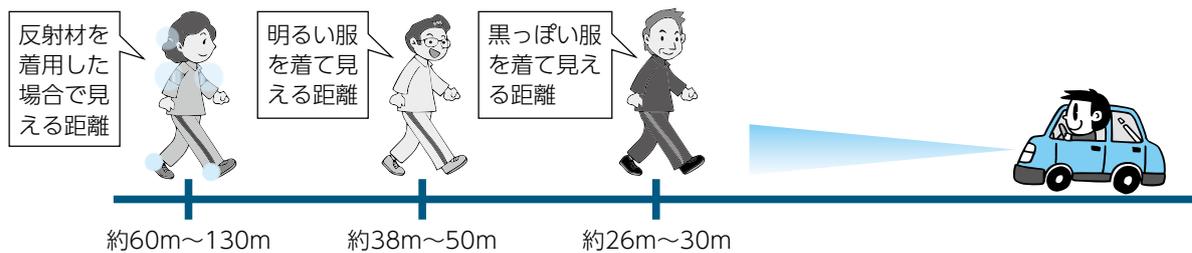
## ! WARNING !

県内人身事故発生件数	<b>8,870件</b>	全国ワースト <b>1位</b> ※
交通事故死者数	<b>56人</b>	全国ワースト <b>1位</b> ※
県外での人身交通事故原因者数	<b>798人</b>	全国ワースト <b>2位</b> ※

※いずれも人口10万人当たり・平成26年

秋から年末にかけては、夕暮れから日没までの時間が急速に早まります。ドライバーは、早めにライトを点灯し、緊張感を持った運転を心がけましょう。歩行者は、反射材を着用し、ドライバーに自分の存在を知らせましょう。

夜間にドライバーから歩行者が見える位置

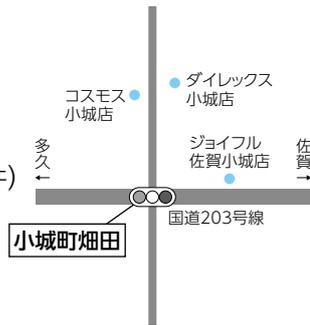


市内交通事故多発箇所

(平成24年9月～平成27年9月)

**小城町畑田交差点 (11件)**

- ・追突 4件
- ・右折時 2件
- ・横断者 4件(死亡2件)
- ・出会い頭 1件



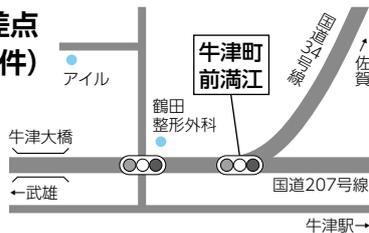
**① 牛津町砥川新宿交差点 (12件)**

- ・追突 12件
- ② 牛津町砥川新宿東交差点 (10件)**
- ・追突 5件
  - ・正面衝突 1件
  - ・右折時 2件
  - ・出会い頭 1件
  - ・急進路変更 1件



**牛津町前満江交差点 (28件)**

- ・追突 25件
- ・工作物 1件
- ・進路変更 2件



**三日月町久本交差点 (17件)**

- ・追突 9件
- ・出会い頭 4件
- ・右折時 3件
- ・正面衝突 1件



## 生活道路の交通安全「ゾーン30」

「ゾーン30」は、幹線道路に囲まれている生活道路が集まった市街地の区域に整備されます。

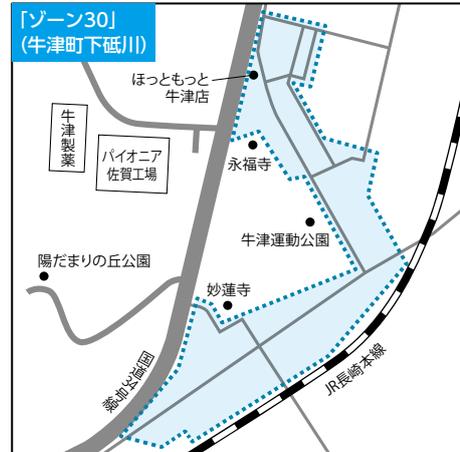
生活道路を利用する歩行者などの安全な通行を確保するために、**区域（ゾーン）**を定めて最高速度時速30キロメートルの速度制限を実施します。ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行することを抑制させる生活道路対策です。

### Q1 一般的な速度規制とどう違うの？

A 速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、ゾーン30では区域を定めて速度規制を実施し、区域内の道路が速度規制の対象となります。

### Q2 なぜ時速30キロなの？

A 自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。このため、自動車の速度を時速30キロ以下に抑制したものです。



### Q3 「ゾーン30」の区域はどのようにして決められるの？

A 交通量や交通事故の発生状況などをもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合や、地域の皆さんの要望を踏まえて整備の必要性を検討する場合があります。

自転車もマナーを守ろう！

## 🚲 悪質・危険な自転車運転者に対して講習が義務付けられます

悪質・危険行為を3年以内に2回以上違反した運転者が対象となります。

### 対象となる危険行為



- ・信号無視 ・傘さし運転 ・歩行者を妨害する運転
- ・携帯電話を操作しながらの運転
- ・ブレーキ不良自転車の運転
- ・自転車運転中のイヤホン使用 ・飲酒運転 など



自転車運転者講習（受講料5,700円）の受講命令を受けてから3か月以内に受講しなかった場合は、「5万円以下の罰金」が科されます。

## 冬の交通安全県民運動

12月15日(火)～24日(木)

「守ろう交通ルール 高めよう交通マナー」を運動のスローガンに12月15日(火)～24日(木)まで「冬の交通安全県民運動」が実施されます。

冬季は、日暮れが早くなり視認性が低下するため、交通事故が多発する傾向にあります。交通ルールを守り、交通事故防止に心がけましょう。

### 《重点目標》

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 早めのライト点灯による夜間の交通事故防止  
(走行用前照灯はハイビーム(上向き)が原則)
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 追突事故の防止